

◎新潟県告示第770号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和7年8月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 113号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字次第浜字突上2999番1から	新	10.0～23.3メートル	461.6メートル
同郡同町大字次第浜字内良道3571番1まで	旧	10.0～18.5メートル	462.4メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道345号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字次第浜字突上2999番1から	新	10.0～23.3メートル	461.6メートル
同郡同町大字次第浜字内良道3571番1まで	旧	10.0～18.5メートル	462.4メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道113号と重用